写

養監第　６０　号
令和５年11月30日

養父市長　広　瀬　　栄　様

養父市監査委員　津　崎　智　宏

養父市監査委員　田　路　之　雄

定期監査の結果報告

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づき、令和５年度定期監査を実施したので、同条第９項の規定により報告する。

記

１　監査の期間

令和５年10月25日（水）から令和５年11月22日（水）まで

２　監査の対象及び範囲

健康福祉部、産業環境部、農業委員会、まち整備部及び教育部の令和５年度上半期の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

３　監査の要領

地方自治法第２条の規定に基づき、市の事務事業が効率的かつ効果的に執行及び管理されているかに留意した。

監査の重点項目として、収納対策事務については、効率的に収納事務が行われているかについて監査を実施した。

予算の執行状況、主要事業・新規施策の取組状況、工事・業務の進捗状況、組織及び業務内容・財産管理事務等について関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、所管する事務事業について現地調査を実施した。

４　監査の結果

監査の結果、おおむね良好に執行されているものと認めた。

次のとおり重点項目及び各部局における主要・新規施策等に対し意見を付して報告する。

監査意見

1　随意契約事務の適切性について

当市では、地方自治法第 234 条等に基づき「養父市随意契約実施要綱」を定め、同要綱第５条において、随意契約にあたっては見積合せを原則とする旨規定している。このたび監査した部署所管の随意契約（71 件）については、全て見積合せを省略した契約となっている。

当該要綱第４条第２項では、「契約にあたっては、できるだけ複数の者から見積書を徴するため、当該契約の履行能力を有したものの存否を充分調査することとし、特定の者しか履行できないとして安易に相手方を特定してはならない。」と規定しており、今後においては、各年度の契約にあたり契約事務が適切であるかの確認を徹底されたい。

2　新設する財団法人について

社会的孤立や健康格差の解消を図り、市民の健康加齢の増進と幸福度の向上に寄与することを目的に、健康医療課を所管部署として一般財団法人医療文化経済グローカル研究所（仮称）を令和５年度中に設立すべく事業が進められている。

研究成果の市政への反映を大いに期待するものであるが、拠出財産の運用益を主な財源とする財団法人については、一定の財産規模を要すると考えられることから、設立に際しては、今後の資金調達見通しや事業運営にあたって必要とされる財産規模等の長期経営計画の策定を提言するなど、当該法人の事業継続の確実性を高め、設立目的を達成されるよう努められたい。

3　介護保険事務に関する個人情報管理について

介護保険課では、介護保険指定機関等管理システム、介護保険事業運営総合支援システム及び介護認定審査会システムにかかる保守・管理業務を外部の専門業者に委託している。

これらシステムの保守・管理に際しては、委託業者に対し介護保険に関する個人情報へのアクセスを許容しているが、委託業者が当該業務を別の外部業者に再委託しているにもかかわらず、再委託先の個人情報管理状況について検証・確認できていない。

今後においては、委託業者に対し、再委託先に対する管理状況等を報告させるなど、情報管理にかかるモニタリングを強化されたい。

4　おおや堆肥センターの利用状況について

おおや堆肥センターについては、令和２年度以降の決算審査において、効率的な運営を検討するよう継続して指摘しているが、今期においても、ふん尿持込量、堆肥販売量、堆肥販売額及び使用料収入額のいずれについても前年同期実績を下回っており、事業運営の改善が見通せない状況にある。

今後もプラントや車両の老朽化等により管理運営事業費の増加が予想され

るので、堆肥センター運営の将来の在り方を含め、抜本的な対策を検討されたい。

5　住宅家賃等の収納状況について

令和５年度９月末現在の住宅家賃の収入未済額は 14,299 千円、徴収率は 69.4%、うち滞納繰越分の収入未済額は 10,842 千円、徴収率は 5.7%、また、駐車場使用料の収入未済額は 339 千円、徴収率は 79.1%、うち滞納繰越分の収入未済額は 276 千円、徴収率は 14.8%と低調な状況となっている。一方で、近隣の自治体には高い徴収率を継続しているところもある。

適正に納付している利用者との公平性を確保する観点からも、当該自治体の取組を参考するなどして、滞納者に対する催告および納入指導を徹底し、徴収率の向上に努められたい。

6　住宅新築資金等徴収事業費について

長期間にわたり償還がなされていない住宅新築資金等貸付金の取扱いについては、令和３年度に続き令和４年度の決算審査においても、解決に向けた具体的な方針を策定されるよう提言しているが、未だ解決策が定まっておらず、督促も行われていない状況が継続しているので、引き続き外部専門家と相談するなどして早期の処理を検討されたい。

7　空家等対策推進事業について

土地利用未来課では、市内の空き家等の適切な管理の促進による防災、衛生景観等の維持管理・向上を図るため、近年、増加する空き家等の実態調査を実施し、調査結果に基づく空家等対策計画の改訂を進めることとしている。

平成 29 年度に実施した調査では、市内の空き家の戸数は約 1,200 戸であったが、調査後５年が経過した本年度では、空き家の戸数は 1,500 戸以上が予想されている。

本年度内に調査完了予定とのことであるが、今後益々増え続ける空き家に係る対策を着実に実施し、「住みたいまちづくり」に努められたい。

8　市有財産の管理について

土地利用未来課では、公用または公共用として利用する見込みのない普通財産について、処分方針を３区分に仕分けし、「普通財産の処分方針別一覧表」にまとめて管理している。

その内、「売却の適・不適を含めて調査中」の物件の一部について現地調査をしたところ、当該一覧表に記載の内容と現状に相違があった。

また、「積極売却物件の公募中のもの」のうち、八木宅地造成残地を確認したところ、雑草などが生い茂り積極売却物件とは到底思えない状況であった。

他の物件についても改めて資産の実態調査、価値の見直し等を行い、早期の処分を進められたい。

9　学校備品の管理について

教育委員会では、「養父市立学校備品管理規程」を定め、物品管理者、物品使用責任者等を配置し、備品受入票等の管理帳票に記録して、学校における物品の管理を円滑かつ適正に行うこととしている。

八鹿青渓中学校、八鹿小学校を現地調査し、備品の管理状況を調査したところ、管理帳票に記載された物品の現物の所在不明、物品管理者（校長）の異動における引継時の現品確認未了など、当該規程に則った取扱いとなっていない点が確認された。

今後においては、適切な備品管理の徹底を指導するとともに、更新サイクルが比較的短いデジタル機器の増加を踏まえ、備品管理の効率化についても検討されたい。